

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2022年12月30日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているグリーンボンド（サステナビリティボンドを含む）に投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会〈Loan Market Association〉ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・各種原則等に適合する投融資については外部評価を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（Loan Market Association ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、外部評価を受けているトランジションボンドに投資しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が下記の通り限定されている投融資

- ・環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処している再生可能エネルギー関連プロジェクト（例：太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備）への投融資

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準は、サステナブル・ファイナンスのうち、環境保全や気候変動対応など環境課題の解決に資する投融資を「環境関連投融資」と定義し、その範囲はサステナビリティ委員会にて協議を行っております。上記(1)の投融資については、同様の手続きにおいて当該「環境関連投融資」に含まれております。
- ・投融資にかかる当該基準への適合性については、案件検討時に所管部署であるソリューション部がチェックし、また融資の審査部署である融資部が与信判断時にチェックを行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 「ポジティブインパクトファイナンス」(資金使途が限定されていない融資)
以下の4つの要件をすべて満たす融資であること
- ① 「ポジティブインパクト金融原則」に適合すること
 - ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
 - ③ 融資期間中、KPIについて最低年一回のモニタリングを実施し、その達成度合いについては、営業店や所管部、当行関連会社(㈱北海道共創パートナーズ)が融資先と面談し判定する
 - ④ 融資がポジティブインパクトファイナンスとして、独立した適切な第三者機関から外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準は、サステナブル・ファイナンスのうち、環境保全や気候変動対応など環境課題の解決に資する投融資を「環境関連投融資」と定義し、その範囲はサステナビリティ委員会にて協議を行っております。上記(1)の投融資については、同様の手続きにおいて当該「環境関連投融資」に含まれております。
- ・投融資にかかる当該基準への適合性については、案件検討時に所管部署であるソリューション部又は㈱北海道共創パートナーズがチェックし、また融資の審査部署である融資部が与信判断時にチェックを行っております。

以 上